

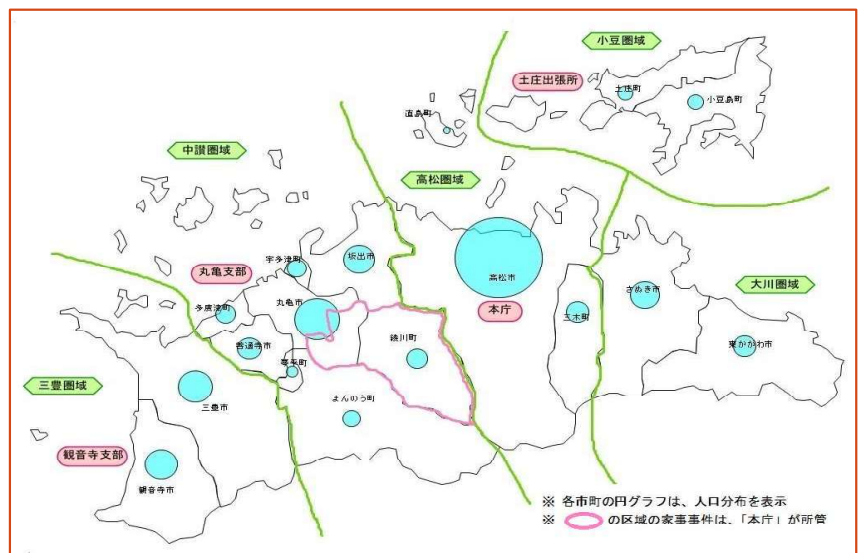
県社協として都道府県 (広域)の取組みを考える

1

香川県社会福祉協議会
十河真子

1 香川県の概要

市町数	8市9町
人口 (R5.9.1)	926,009人
高齢化率 (R2国勢調査)	31.8%
成年後見制度の利用者数 (R5.10.1)	2,063人
日常生活自立支援事業 の利用者数 (R5.3.31)	706人
法人後見実施法人数 (うち市町社協数)	20法人 (17法人)
市民後見人が活動している 市町数	4市



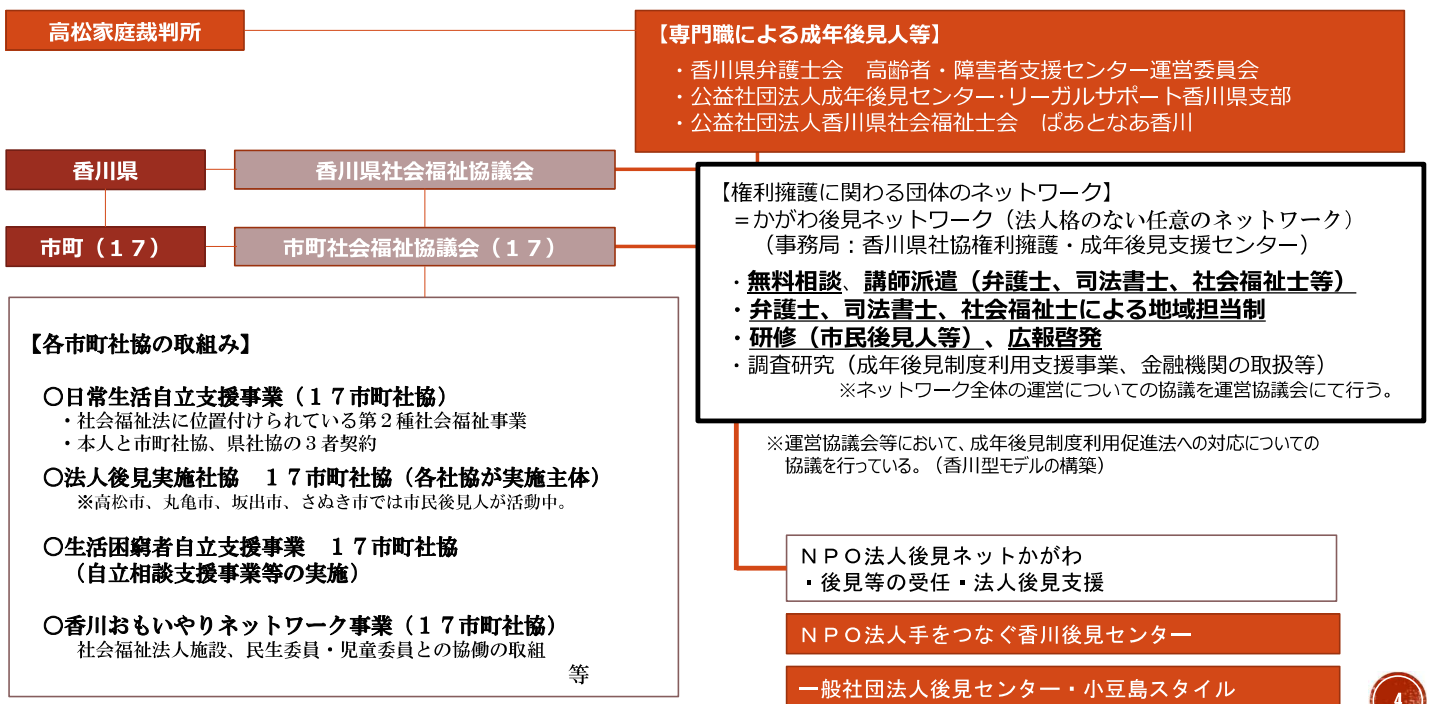
- ・県内総人口のうち、約44%が県庁所在地である高松市に集中しており、島しょ部、山間部及び高松以東の東讃地域においてより過疎化が進んでいる。
- ・広域的には、平成の大合併以前の旧市・郡の区域による圏域として、大川、小豆、高松、中讃、三豊の5圏域がある。
- ・高松家庭裁判所には、本庁のほか、丸亀支部、観音寺支部、土庄出張所がある。(管轄区域は、一部、5圏域と一致していない。)

2

2 香川県における権利擁護支援体制の整備に向けた取組みを考える

- (1) 専門職団体とのネットワーク構築に向けた動き
- (2) 県内社協の実践
- (3) 行政と社協との連携

3 香川県内における権利擁護支援ネットワーク体制（現在）



4 専門職団体とのネットワーク構築に向けた動き

(1) あんしんネット

リーガルサポートかがわ、香川県社会福祉士会、香川県精神保健福祉士協会、香川県社会福祉協議会で成年後見制度・日常生活自立支援事業意見交換会として平成13年7月から活動開始。あんしんネット勉強会・あんしん相談会は、現在も継続している。

(2) かがわ後見ネットワーク

権利擁護支援に関わる様々な機関・団体と連携を図り、香川県における権利擁護を推進することを目的に平成23年4月から活動開始。

構成団体：香川県弁護士会高齢者・障害者支援センター運営委員会、リーガルサポートかがわ、香川県社会福祉士会、市町社協、県社協（事務局）※香川県、家庭裁判所はオブザーバーとして参加

- ・運営に関しては、3か月に1回程度開催する運営協議会において検討している。
- ・専門職団体の協力のもと、専門職による無料相談（平成23年度～）
研修会等への講師派遣（平成24年度～）
地域担当制（平成24年度～）に取り組んでいる。
- ・現在は、上記以外に、中核機関連絡会議や研修（市町長申立てに関すること、意思決定支援に関すること）や市民後見人養成研修（基礎部分）を実施している。

(3) 各市町での権利擁護支援体制の構築に向けた動き (成年後見制度利用促進法への対応も含めて)

- ① 平成24年度に専門職による地域担当制を開始した後、市町や市町社協、専門職とが顔が見える関係をつくることのできるよう、市町や圏域ごとに連絡会等を実施。
→ 市町の課題を一緒に考えたり、専門職団体や専門職の活動や悩みを知る場にもなる。
その後、具体的な事例への対応などで一緒に活動する場面も。
- ② 平成28年に、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行された後は、①の連絡会等を活用し、今後どのように取り組むかも協議するようになる。
また、各市町での協議と並行して、かがわ後見ネットワーク運営協議会では、県全体での取組みについての協議も開始。
- ③ ①・②を続けた結果、香川では、これまでの取組みを活かし、県全体の仕組み（かがわ後見ネットワーク）と各市町での取組とを組み合わせ、権利擁護支援体制の整備に取り組むことに。

香川では、県全体の仕組みを「支える中核」、各市町での取組みを「基礎中核」とすること、かがわ後見ネットワークが「支える中核」の機能を担い、各市町での取組みをサポートをしていく、という方向で進めることになる。（次のスライドの県・各市町の中核機関の機能のイメージ（香川県）を参照）

県・各市町の中核機関の機能のイメージ（香川県）

機能	各市町	圏域	県	
	基礎中核（市町が設置、委託可） ※行政、包括、社協との連携	支える中核（かがわ後見ネットワーク（事務局 県社協）） ※行政、社協、専門職団体等との連携		
広報	○広報 ○ニーズ調査 ○発見・見守り、声かけ		○広報 ・ 講演会等の開催 ・ パンフレット等の作成	
相談	○相談	専門職の派遣	役割① 専門職派遣に係る調整 ・ 定例の相談会開催時に専門職の参加 ・ ケース会議等への参加、助言等 ・ 必要に応じて専門職による申立相談（市町長申立、本人・親族申立について代行ではなく、申立相談。2回程度を想定） ・ 適切な受任候補者についての協議の場への参加 ・ 市民後見人等の調整（広域の調整が必要な場合、バンク（仮）による調整）	
利用促進	○後見利用の場合 ・ 市町長申立 ・ 本人申立、親族申立 ・ 適切な受任候補者の推薦	福祉サービス等の利用 後見利用でない場合 ・ 日常生活自立支援事業 等 ※継続した関わり		専門職の派遣
後見人支援	○後見人等への支援	専門職の相談、派遣		（市民後見人等のフォローアップを含めて） （定期的な相談会等に専門職の参加） 法人後見支援
運営 ※現時点でのイメージ	○基礎中核の運営に関する協議（仮）（定期的） ○市町内での権利擁護ネットワーク構築（仮）（協議会等・年1回程度）	役割③ 中核機関等運営支援	○支える中核運営協議会（仮）（年4回程度） ○権利擁護関係機関連絡会議（仮）（年1回程度） ※金融機関、医療機関を含める。 ○法人後見等連絡会（仮） ○地域包括支援センター連絡会（仮）…権利擁護に関する ○中核機関連絡会議（仮） ○未成年後見サポート（仮）	
研修 ※現時点でのイメージ	○市民後見人等人材養成研修	役割② 研修会等の開催	○市町長申立実務に関する研修（仮）（基礎編・応用編） ○市民後見人等人材養成研修（県域及び圏域） ○専門職の講師派遣 ○他、成年後見制度に関する研修	

5 各市町・圏域での協議について①

- 権利擁護支援体制の構築が重要であるという認識はあるが、現状以上の取組みの必要性を伝えることは難しく、また、具体的な動きにつながるにも時間がかかる。
 - ・ 市町ごとに行政と社協とが協議をし、まず、市町で取り組むことを確認する。（基礎中核がなにを担うか）
→ 権利擁護支援を必要としている人や世帯は、地域で暮らしているので、一番身近な市町で、まず話をすることが大切ではないか。
 - ・ かがわ後見ネットワークでのこれまでの取組みを活かす。（支える中核の機能）
- それぞれの市町におけるこれまでの権利擁護の取組み状況を確認し、その延長線上に成年後見制度の利用促進の取組みがあると考え、各市町の状況に合った取組み方法を一緒に考える。
- 県から働きかけた方がいいこと、県社協から働きかけた方がいいこと、専門職団体から働きかけた方がいいことを考え、連携協働する。
- 県社協としては、中核機関の設置が目的としてではなく、成年後見制度利用促進の取組みを通じた地域の権利擁護の仕組みづくりを目指して市町に関わりたいということを伝える。

5 各市町・圏域での協議について②

- 各市町の状況を知り、一緒に進め方を考えることを続ける。
(各市町での連絡会議への参加と個別の訪問を継続する)

★その際に大切だと感じたこと

- ① 取組みの必要性が感じられるような数値のデータの作成、共有（宮崎県の取組を参考）
- ② 他の市町の状況が把握できる資料の作成、共有（成年後見制度利用支援事業の内容を一覧にした資料）
※①・②は香川県長寿社会対策課が作成し、県内市町、市町社協、家庭裁判所とも情報共有。
- ③ 誰に、どう働きかけるか。（行政、社協、専門職団体）
- ④ 具体的な取組みの提案

例えば… 成年後見制度利用支援事業の要綱の改正は？ 市町長申立ての実施状況は？

日常生活自立支援事業の利用者の成年後見制度への移行は？

社協として法人後見の取組は？

日常生活自立支援事業や成年後見制度において、対応に苦慮する事例への対応を検討する場は？

★大切なことは、各市町で行政と社協、専門職団体が入って協議する場があること

6 香川県内社協の取組み

- ・比較的早い段階で、全市町社協で日常生活自立支援事業に取組むことになった。（平成20年度～）
- ・このこともあり、法人後見への取組みも進んだと考えられる。
(当初は日常生活自立支援事業から移行するケースが中心)
- ・法人後見の取組みが進んだことで、市民後見人の取組みへもつながった。
※香川での市民後見人養成・活動支援は・・・
 - ・研修を修了した市民後見人候補者は、日常生活自立支援事業、法人後見の支援員として活動
 - ・その後、社協の法人後見の事案を市民後見人として引き受け、社協が後見監督人となり、市民後見人の活動をサポートする。 というところからスタートした。
- ・あんしんネットやかがわ後見ネットワークにおいて、専門職団体と継続的な勉強会や協議を実施していた。
また、日常生活自立支援事業における個別のケースへの関わりを通じて、専門職と連携する場面があった。
(法的手続きの必要性、成年後見制度への移行等の場面において)

7 県社協の役割と考えていること

- 「支える中核」として、各市町の実践につながる全県的な仕組みやネットワークを協議して作り、地域で活用できるようにつないでいくこと。（またその改善）

※県社協単独ではなく、多職種・団体、市町社協、行政との協働の取組として進める。
（県社協としてのプラットフォーム機能、ネットワーク機能）

- 複数の市町での共同の取組に向けた調整
- 人材育成のための研修等の実施
- 情報共有の場をつくること
- 情報収集、情報発信

- 県社協は県から事業委託を受け、上記取組を実施
（成年後見制度普及啓発事業（障害）、成年後見制度利用促進体制整備事業（高齢）、市民後見人養成事業（高齢））
- 各市町への情報提供、調査や研修の案内等は、県が対応。
県担当者も県全体、各圏域での協議の場への参加、市町への個別訪問を実施。

8 県社協として今後に向けた課題

- 成年後見制度以外の権利擁護支援の充実
 - ・ 権利擁護意識の醸成
 - ・ 意思決定支援
 - ・ 死後事務に関すること※制度を使う使わないに関わらず、一人ひとりが大切にされ、お互いに尊重しあえるように、また、終末期医療だけではなく、自分のことを自分で考え、決めることができるような働きかけ。
- 日常生活自立支援事業の充実
- 成年後見制度 → 成年後見制度利用支援事業の要綱改正に向けた動き（対象者の拡大等）
- 子どもの権利に関すること（未成年後見等）
- 担い手の確保、育成に関すること
 - 市民後見人の広域での活動に向けた協議
- 財源（成年後見、日常生活自立支援事業）
 - 県全体で寄付金等を活用した財源づくりの必要性（地域の中でお金が循環する仕組みづくり）
- 県社協の体制整備